ひまわりネットワーク株式会社　放送サービス契約約款
（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内
［スマイル光/三河湾ひかり/同軸(HFC)サービス］での業務約款）

目次

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）……P4
第 2 条（約款の変更）……P4
第 3 条（用語の定義）……P4
第 4 条（サービスの提供区域）……P5

第 2 章 加入契約等

第 5 条（加入契約の単位）……P5
第 6 条（加入申込の条件）……P5
第 7 条（加入申込の方法）……P5
第 8 条（加入申込の承諾）……P5
第 9 条（加入者による初期契約解除）……P6
第 10 条（解約）……P6
第 11 条（当社による加入契約の解除）……P6
第 12 条（契約終了時の処置）……P6
第 13 条（届け出事項の変更）……P7
第 14 条（放送サービスの変更）……P7
第 15 条（権利譲渡の禁止）……P7
第 16 条（地位の継承）……P7

第 3 章 放送サービスの内容等

第 17 条（放送サービスの種類）……P7
第 18 条（デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・ＢＳチャンネルの利用）……P8
第 19 条（デジタルペイチャンネルの利用）……P8
第 20 条（B-CAS カードの取扱いについて）……P8
第 21 条（楽録及びブルーレイ搭載楽録の利用）……P8
第 22 条（ケーブル緊急地震速報の利用）……P8
第 23 条（IP－VOD の利用）……P8
第 24 条（ケーブルプラス STB2 の利用）……P8
第 25 条（最低利用期間）……P8
第 26 条（放送番組、放送内容の変更）……P8
第 27 条（サービスの終了）……P9

第 4 章 利用休止・中断及び利用停止

第 28 条（放送サービス利用の休止、再開）……P9
第 29 条（放送サービスの中断）……P9
第 30 条（放送サービスの停止）……P9

第 5 章 工事及び保守

第 31 条（設置機器）……P9
第 32 条（C-CAS カード）……P10
第 33 条（引込設備、宅内設備の設置工事）……P10
第 34 条（引込設備、宅内設備の故障等）……P10
第 35 条（設備の設置場所の変更）……P10
第 36 条（設置場所の無償使用等）……P11

第 6 章 料金等

第 37 条（料金等）……P11

第 38 条（利用料金）……P11
第 39 条（利用料金の計算）……P11
第 40 条（利用料金等の請求及び支払）……P12
第 41 条（料金等の減免）……P12
第 42 条（延滞金）……P12
第 43 条（消費税相当額の加算）……P12
第 44 条（端数処理）……P12

第 7 章 損害賠償等
第 45 条（損害賠償）……P12
第 46 条（免責事項）……P12

第 8 章 雑則
第 47 条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）……P13
第 48 条（加入者の関係者による利用）……P13
第 49 条（個人情報の取扱い）……P13
第 50 条（視聴情報の収集）……P13
第 51 条（カスタマーハラスメントについて）……P13
第 52 条（反社会勢力の排除）……P13
第 53 条（準拠法）……P14
第 54 条（関連法令の遵守）……P14
第 55 条（協議事項）……P14
第 56 条（合意管轄）……P14
第 57 条（特約）……P14

附則……P14
クレジットカード支払いに関する特約……P15
料金表１（個人契約）……P16
料金表２（法人契約）……P24

ひまわりネットワーク株式会社　放送サービス契約約款
（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内
［スマイル光/三河湾ひかり/同軸(HFC)サービス］での業務約款）

第1章 総則

（約款の適用）

第1条　ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法の規定に従い、この放送サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条　当社は、約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のＷＥＢサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

（用語の定義）

第3条　　約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	有線テレビジョン放送施設	当社が有線テレビジョン放送を行なう為の機械、器具、電線その他の電気的設備
2	放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3	加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
4	加入申込	加入契約の申込
5	加入申込者	加入申込をする者
6	加入者	当社と加入契約を締結した者
7	代理店	当社又は三河湾ネットワークと代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
8	引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点から加入者宅の光放送端末又は光接続箱までに設置された引込線及び機器
9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の光放送端末又は光接続箱の出力端子から受信機までに設置された宅内線、受信機
10	光放送端末	当社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（Ｖ－ＯＮＵ）
11	光通信端末	当社が貸与し、放送サービスを受信するために光信号を電気信号に変換する装置（Ｄ－ＯＮＵ）
12	無線通信端末（親機）	当社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置（無線ＬＡＮ親機）
13	無線通信端末（子機）	当社が貸与し、無線通信を利用してデータの送受信を行う装置（無線ＬＡＮ子機）
14	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
15	同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送（多重放送を含む。）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をする有線テレビジョン放送
16	デジタル放送サービス	当社と契約を締結し、その対価を支払った場合にのみ当社のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
17	デジタルホームターミナル	当社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続するコンバーター、録画機能や通信機能等を持ったデジタルホームターミナルもある
18	接続者	三河湾ネットワーク株式会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び当社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者
19	C-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、IC を組み込んだ当社が貸与するカード

20	B-CAS	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
21	B-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、IC を組み込んだ B-CAS が貸与するカード
22	ACAS チップ	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、現行の B-CAS 方式及び４K放送に対応したチップ
23	消費税相当額	消費税及び地方消費税に相当する金額（法令の改正により消費税率に変更があった場合には、約款に別途規定がある場合を除き、変更後の税率に従った消費税及び地方消費税の金額。）

（サービスの提供区域）

第4条　当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、デジタル放送サービスの需要と供給の見込み等を考慮してデジタル放送サービス提供区域を設定します。

2 前項の提供区域の設定により、提供する放送サービスの内容が、区域によって異なる場合があります。

第2章 加入契約等

（加入契約の単位）

第5条　世帯又は法人ごとに加入契約を締結するものとします。

2 加入契約は、引込線 1 回線ごとに締結するものとします。

（加入申込の条件）

第6条　加入申込者は、約款に定める放送サービスの加入契約等の諸手続及び対応（利用料金の支払い、工事及び保守等を含みます。）が三河湾ネットワーク株式会社及び代理店を通じて行われることを承諾します。

（加入申込の方法）

第7条　加入申込者は、約款を承諾の上、当社に対し、以下の各号に定める事項を当社指定の加入申込書へ記入し、提出するものとします。

(1) 加入申込者の氏名、住所、電話番号等の事項。

(2) 第 17 条（放送サービスの種類）に規定されるもののうち、利用を希望する放送サービスの種類。

(3) その他サービス提供に必要な事項。

2 前項の申込手続は、当社が指定する電磁的手段でも行うことができるものとします。

3 加入申込者が、未成年者、成年被後見人、成年保佐人又は成年補助人の場合、それぞれ法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意が必要となります。

4 当社は、年齢確認等を目的とし、身分証の提示を求める場合があり、加入申込者は、これに応じる義務があります。

（加入申込の承諾）

第8条　加入契約は、当社がこれを審査し、承諾した場合に限り、成立します。

2 当社は、次の場合には加入申込を、承諾しないことがあります。

(1) 引込設備及び宅内設備を設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。

(2) 引込設備を設置又は保守することに多額の費用を要する場合。

(3) 放送サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。

(4) 放送サービスを、業務利用等の不特定多数に対し、視聴させる目的で使用する恐れがある場合。

(5) 放送サービスを、分配工事等で加入申込者の世帯以外にも視聴させる目的で使用する恐れがある場合。

(6) その他約款上要請される事項の履行を怠る恐れや約款に違反する恐れがある場合。

3 当社は、加入契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第 150 条の 2 第 1 項の書面（以下「契約書面」といいます。）を作成し、加入者に対し、交付するものとします。

4 当社は、加入者の承諾がある場合、契約書面の交付に代えて、放送法第 150 条の 2 第 2 項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により、加入者に対し、前項の事項を提供することができるものとします。

5 本条第 3 項における加入契約の成立時期は、第 33 条（引込設備、宅内設備の設置工事）に規定する宅内工事が完了した日を契約成立日とします。また、加入者が放送サービスの種類の変更を行う場合は、その変更が完了した日を契約成立日とします。

（加入者による初期契約解除）

第9条　加入者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して８日を経過するまでの間、当社に対し、書面により通知することによって、有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます。）。但し、法人契約等放送法で定める場合はこの限りではありません。

2　書面解除の効力は、前項の書面を発した時に生じます。

3　第１項の書面には、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、当社に対し、提出するものとします。郵送で行う場合、書留郵便の方法により、送付するものとし、当該書留郵便に付された消印日が第１項の期間を超過している場合、当社は、第１項の書面を受理しません。

4　当社は、加入者が書面解除をした場合、加入者に対し、以下の料金（以下「利用料金等」といいます。）を除き、損害賠償、違約金、その他金銭を請求しません。

(1)　加入者が、書面解除までの期間、サービス提供を受けた分の利用料金。

(2)　既に工事が実施された場合の宅内機器工事費 3,000 円/台（税込 3,300 円/台）

(3)　既に工事が実施された場合の引込線工事費 4,400 円（税込 4,840 円）

5　加入者が、書面解除を行った場合、当社が受領した金銭等は、前項の利用料金等を控除した残金を、加入者に対し、返還するものとします。

6　当社が、書面解除について、加入者に対し、事実と異なることを告げたことによって、加入者が告げられた内容を事実であると誤信し書面解除を利用できなかった場合は、第１項の期間を経過した場合でも、加入者が改めて書面解除ができる旨記載された書面を受領した日から起算して８日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面解除と同様とします。

（解約）

第10条　加入者は、加入契約を解約する場合、当社に対し、解約を希望する日の 30 日前までに、当社の指定する方法により、届け出るものとします。

2　前項の場合、第 12 条（契約終了時の処置）の規定に準じて取り扱うものとします。

（当社による加入契約の解除）

第11条　当社は、次の各号のいずれか一つに該当した場合、加入契約を解除することがあります。

(1)　第 30 条（放送サービスの停止）の規定により放送サービスの利用を停止された加入契約について、加入者が、相当期間内に、その事実を解消しない場合。

(2)　当社又は加入者の責に帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービスの継続ができない場合。

(3)　共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者について、集合住宅契約が終了した場合。

(4)　当社が、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠く又は加入者の要求を実現するための手段又は態様が社会通念上不相当であると判断し、加入者に対し、書面等でその行為の是正を求める通知を行ったにもかかわらず、相当期間内に当該行為の是正をしない場合。

(5)　その他当社が当社業務に著しい支障を及ぼすと判断した場合。

(6)　第 31 条（設置機器）の８項又は９項に該当する場合。

2　当社は、前項により加入契約を解除する場合、加入者に対し、事前にその旨を通知します。但し、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通知をせず、サービスの提供を停止した上、加入契約を解除することがあります。

3　加入契約を解除した場合、第 12 条（契約終了時の処置）の規定に準じて取り扱うものとします。

（契約終了時の処置）

第12条　当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末（親機）、無線通信端末（子機）、デジタルホームターミナル、C-CAS カード及び B-CAS カードを撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。

2　加入者は、前項の撤去について、当社に対し、料金表１及び２（以下「料金表」といいます。）に定める費用を支払うものとします。

3　加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社から貸与されている機器を別途当社の定める方法により返還するものとします。返還の期限は、当社が別に定める日を起点として１か月以内とし、期限を過ぎても返還がない場合、加入者は、当社に対し、料金表に定める損害賠償金を支払うものとします。なお、損害賠償金の支

払いをもって、その機器の所有権は加入者に帰属します。
4 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社に対し、料金表に定める解約費、解除料及び加入契約から発生した料金その他の債務を、当社が指定する方法によって、当社が指定する期日までに、支払うものとします。
5 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、加入契約料金が返還されないことを承諾するものとします。

（届け出事項の変更）
第13条　加入者は、その氏名又は名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等加入申込時に当社に通知した内容に変更がある場合、当社に対し、当社の指定する方法によって、速やかに届け出るものとします。
2 加入者は、当社に対し、別途当社の定める変更に要する費用を支払うものとします。

（放送サービスの変更）
第14条　加入者は、加入契約をした第 17 条（放送サービスの種類）に規定する放送サービスの変更を申込むことができます。
2 前項の場合、第 8 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
3 当社が、変更の申込を承諾した場合、加入者は、当社に対し、当社が料金表に定める変更手続費を支払うものとします。
4 当社が、変更の申込を承諾し、工事を行った場合、加入者は、当社に対し、当社が定める工事費等を支払うものとします。
5 当社は、加入者が当社に対する債務を履行遅滞している等の事情がある場合、加入者に対し、変更を承諾しない場合があります。

（権利譲渡の禁止）
第15条　加入者は、加入契約から生じた契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を譲渡できません。但し、加入者が、当社に対し、正当な事由に基づき、事前に届出をし、当社が、これを承諾した場合には、この限りではありません。
2 前項により、契約上の地位又は権利義務の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の全ての義務を継承するものとします。

（地位の継承）
第16条　相続又は法人の合併等により加入者の地位の継承があった場合には、相続人、合併等後の存続法人又は合併等により設立された法人は、当社に対し、地位の承継があったことを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。
2 相続人が 2 人以上のときは、そのうちの 1 人が、当社に対し、自身のみが加入契約に関する地位の承継をしたことを証明する書類又は他の相続人全員からの委任状を届け出るものとします。

第3章 放送サービスの内容等

（放送サービスの種類）
第17条　当社は、加入者に対し、第 4 条（サービスの提供区域）で設定する区域内において、次の放送サービスを提供します。
(1) 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、デジタル放送サービス基本利用料金の範囲で行う放送サービス（以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます。）。
(2) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス（以下「楽録」といいます。）。
(3) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス（以下「ブルーレイ搭載楽録」といいます。）。
(4) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による録画機能を持たない新４K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS 対応）により提供されるサービス（以下「新４K放送対応ＳＴＢ」といいます。）。
(5) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による録画機能付き新４K放送対応デジタルホームターミナル（ACAS 対応）により提供されるサービス（以下「新４K放送対応楽録」といいます。）。
(6) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料によるケーブルプラス STB2 により提供されるサービス（以下「ケーブルプラス STB2」といいます。）。
(7) デジタル放送サービス基本利用料金以外の料金表記載の有料による再生機能及び録画機能付き新４K放送対応

デジタルホームターミナル（ACAS 対応）により提供されるサービス（以下「新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録」といいます。）。
(8) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ料金表に定められた有料による放送サービス。但し、WOWOW の有料放送は含みません（以下「デジタルペイチャンネル」といいます。）。
(9) 基本利用料金以外の有料による WOWOW の放送を同時に再送信するサービス。
(10) デジタル放送サービス基本利用料金以外のそれぞれ料金表に定められた有料による映像配信サービス（以下「IP-VOD」といいます。）。
(11) 地上デジタルテレビジョン放送、ＢＳ放送、ラジオ放送（ＦＭ及びデジタル放送）及びデジタルデータ放送の各同時再放送及び当社による自主放送サービス（以下「地デジ・ＢＳチャンネル」といいます。）。

（デジタルベーシックチャンネル及び地デジ・ＢＳチャンネルの利用）
第18条　加入者は、異なる種類のデジタルベーシックチャンネルを複数同時に利用することはできません。

（デジタルペイチャンネルの利用）
第19条　加入者が、デジタルペイチャンネルを利用する場合、デジタルベーシックチャンネルの契約が必要となります。
2 デジタルペイチャンネルは、毎月１日から末日までの１か月間単位で利用し、利用契約は、加入者から、月末までに申出がない場合、自動継続するものとします。
3 一部デジタルペイチャンネルのご視聴には、新４K放送対応ＳＴＢ、新４K放送対応楽録又は新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録の利用が別途必要となります。
4 一部、未成年が申込みできないデジタルペイチャンネルがあります。

（B-CAS カードの取扱いについて）
第20条　B-CAS カードに関する取扱いは、B-CAS の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（楽録及びブルーレイ搭載楽録の利用）
第21条　楽録及びブルーレイ搭載楽録の利用は、「楽録利用規約」及び「ブルーレイ搭載楽録利用規約」に定めるところによります。

（ケーブル緊急地震速報の利用）
第22条　ケーブル緊急地震速報の利用は、「ケーブル緊急地震速報利用規約」に定めるところによります。

（IP-VOD の利用）
第23条　IP-VOD の利用は、「IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」加入契約約款」及び「IP-VOD サービス利用規約」に定めるところによります。

（ケーブルプラス STB2 の利用）
第24条　ケーブルプラス STB2 の利用は、「ケーブルプラス STB ならびに STB-2 サービス利用規約」に定めるところによります。

（最低利用期間）
第25条　各放送サービスには、加入契約の最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます。）があります。最低利用期間は、料金表に定めるところによります。
2 加入者は、料金表に最低利用期間の記載がない放送サービスであっても、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間は利用することを承諾します。
3 加入者が、最低利用期間内に、加入契約の変更若しくは解約を行った場合又は当社が加入契約の解除を行った場合、加入者は、料金表に定める最低利用期間に関する解除料を支払うものとします。
4 加入者は、前項の解除料を、当社に対し、当社が指定する方法により、当社が指定する期日までに、一括で支払うものとします。

（放送番組、放送内容の変更）
第26条　当社は、番組の追加、削除、変更を実施する場合があります。
2 当社は、次の場合、放送内容を、加入者に対し、予告することなく、変更することがあります。
(1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合。
(2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

（サービスの終了）
第27条　当社は、社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、サービスの一部又は全部を終了する場合があります。その場合、加入者に対し、あらかじめ相当な期間をもって、通知します。

第4章 利用休止・中断及び利用停止

（放送サービス利用の休止、再開）
第28条　加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、当社に対し、事前に届け出ることにより、第17条（放送サービスの種類）に定める放送サービス（同条第8号、9号及び10号を除く。）の利用を、一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、1回につき12か月を限度とします。
2　休止期間の料金は、料金表に規定する金額とし、休止した日の属する月及び再開した日の属する月のデジタル放送サービス基本利用料金は、日割りによる精算はいたしません。
3　休止期間終了時、休止前に利用していたサービスが、既に新規受付の停止や提供終了していた場合、そのサービスを利用することはできず、別のサービスを利用するものとします。

（放送サービスの中断）
第29条　当社は、次の場合、加入者に対する放送サービスの提供を中断することがあります。
(1)　有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。
(2)　天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
2　当社は、加入者に対する放送サービスの提供を中断するときは、加入者に対し、事前に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

（放送サービスの停止）
第30条　当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、加入者に対する放送サービスを停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、加入者が、当社に対し、料金その他債務の全額を支払うまでとします。
(1)　加入契約料金、利用料金、工事費、延滞金、その他約款の規定により支払うことになった債務（以下「債務」といいます。）について支払期日を経過してもなお、加入者の支払いがない場合。
(2)　第47条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）の規定に違反した場合。
(3)　前各号のほか、約款に違反する行為、放送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の放送設備に著しい支障を与える又は与える恐れのある行為を行った場合。
2　当社は、前項の規定により、放送サービスの利用を停止するときは、加入者に対し、事前にその理由、停止する日及び期間を通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

第5章 工事及び保守

（設置機器）
第31条　当社は、光放送端末、光通信端末、無線通信端末、デジタルホームターミナル、外付けハードディスク等、提供する放送サービスごとに定められた機器を、加入者宅において設置し、加入者に対し、貸出します。（以下「設置機器」といいます。）。
2　加入者が、故意又は過失により、設置機器を破損又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を、支払うものとします。損害賠償金の支払いによって、その設置機器の所有権は、加入者に帰属します。
3　加入者は、当社が認める場合を除き、設置機器の交換を請求できません。但し、当社が認める場合の交換であっても、加入者は、当社に対し、交換手数料を払わなければならない場合があります。
4　加入者は、設置機器の利用で必要となる電源の供給及び費用負担につき、承諾するものとします。
5　加入者は、設置機器の設置について、加入者が所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、当社が無償で使用することを承諾するものとします。
6　加入者は、加入申込時に、当社に対し通知した利用場所以外で、設置機器の接続をしてはなりません。
7　加入者が、前項に違反し、当社又は第三者に損害を与えた場合、加入者は、当社又は第三者に対し、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）の賠償をするものとします。

8 加入者は、第三者に対し、設置機器の貸出し、譲渡、質入れその他の処分等をすることはできません。
9 加入者は、直接又は間接を問わず、設置機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析等をしてはなりません。
10 当社は、加入者が、本条8項又は9項に違反した場合、本契約を解除し、加入者に対し、設置機器の返還請求をすることができるものとします。この場合、加入者は、当社から返還請求を受けた日から起算し、10日以内に返却する義務を負います。期間を経過しても設置機器等の返却がなされない場合、当社は、加入者に対し、これら設置機器の料金表記載の損害賠償金を請求できるものとします。
11 当社は、視聴状態の確認を行うために、第49条（個人情報の取扱い）の規定を遵守した上で、加入者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

（C-CASカード）
第32条　当社は、C-CASカードを必要とするデジタルホームターミナルを利用する加入者に対し、C-CASカードを貸与するものとします。また、当社は、必要に応じて、加入者に対し、C-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。
2 当社は、加入者がC-CASカードに当社の手配以外のデータ追加、変更、改竄することを禁止します。それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害は、加入者がその損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を賠償するものとします。
3 加入者は、C-CAS カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることは出来ません。
4 加入者が、故意又は過失により、C-CASカードを破損又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、そのC-CASカードの所有権は、加入者に帰属します。

（引込設備、宅内設備の設置工事）
第33条　当社は、当社から引込設備までの各設備を所有又は占有し、その設置工事及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し、引込設備の設置工事については、加入者が、その設置に関する料金表記載の費用を負担するものとします。
2 前項にかかわらず、集合住宅等の共同利用施設に居住し、放送サービスの提供を受けている加入者が負担する工事費等については、別途協議するものとします。
3 宅内工事は、当社指定の業者で実施するものとし、また、当社の指定する工法及び使用機器によるものとします。またその工事費については、加入者が、料金表記載の費用を負担するものとします。
4 加入者は、当社に無断で引込設備、宅内設備の改変、補修、増設及び機器等を接続する工事はできません。
5 前項に違反し、当社又は第三者が損害を被った場合、加入者は、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を賠償する義務を負うものとします。
6 加入者は、宅内設備の維持管理を行うものとし、当社は、有線テレビジョン放送施設及び引込設備の維持管理を行うものとします。
7 有線テレビジョン放送施設側の改修、電柱又は道路所有者への工事の許諾申請等により引込工事までに時間を要する場合があります。

（引込設備、宅内設備の故障等）
第34条　加入者は、放送サービスが受信できなくなった場合、当社に対し、点検の請求をするものとします。
2 前項の点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器及びC-CASカード、ACASチップに故障がある場合には、当社の負担でその故障設備を修理します。宅内設備に故障がある場合には、出張費用及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。
3 B-CASにより加入者に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合、「B-CASカード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードに取換えがなされるものとします。
4 加入者は、故意又は過失によりB-CASカードを破損又は紛失した場合、当社に対し、「B-CASカード使用許諾契約約款」の定めるカード再発行費用を支払うものとします。
5 第2項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により、有線テレビジョン放送施設、引込設備、設置機器及びC-CASカードを破損した場合、その設備の修理等に要する費用は、加入者の負担となります。なお、加入者が、故意又は過失により、設置機器及びC-CASカードを破損して修理が困難な場合又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を当社に支払うものとします。損害賠償金の支払いにより、その設置機器及びC-CASカードの所有権は、加入者に帰属します。

（設備の設置場所の変更）
第35条　加入者は、同一家屋内においてのみ設置機器の設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は、当

社指定の業者が実施します。
2 加入者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更を希望する場合、当社に対し、事前に届け出るものとします。
(1) 改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。
(2) 当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。
3 前項2号の場合、契約の内容に関わる形態の変更又は制限がある場合があります。
4 第1項及び2項の場合、当社は、第8条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、当社が承諾した場合、加入者は引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更ができるものとします。
5 引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所変更に伴う引込又は宅内工事の費用負担や工事分担は、第33条（引込設備、宅内設備の設置工事）によるものとします。また、引込設備や設置機器等の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

（設置場所の無償使用等）
第36条 加入者は、当社が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者の所有又は占有する敷地及び構築物等を、必要最小限の範囲で、無償で使用することを承諾するものとします。
2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物への出入りが必要な場合、これを承諾するものとします。
3 加入者は、第1項及び2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者が存在するときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第6章 料金等

（料金等）
第37条 当社は、加入契約料金、事務手数料金、利用料金、工事費、変更手続費、解約費、解除費、機器紛失時の損害賠償金、延滞金及びその他債務（以下、総称して料金等といいます。）を定め、加入者は、当社に対し、対象となる料金等を支払うものとします。
2 当社は、放送サービスの加入促進のため料金等を割引くことがあります。

（利用料金）
第38条 加入者は、第17条（放送サービスの種類）に定める放送サービスの利用に際し、当社に対し、料金表記載の利用料金を支払うものとします。
2 放送法に基づくNHKの受信料は、加入契約料金及び基本利用料金の中には含まれませんので、加入者は、別途NHKと受信契約を結び、受信料を支払わなければなりません。
3 WOWOWの有料放送サービス視聴料金は、加入契約料金及び基本利用料金の中には含まれませんので、WOWOWの受信を希望する加入者は、WOWOWと所定の受信契約を締結し、放送受信料を支払わなければなりません。
4 当社は、第17条（放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、地域、期間及び放送サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。
5 社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、利用料金の改定をすることがあります。その場合、当社は、加入者に対し、改定月の１か月前までに、所定のＷＥＢサイトその他相当の方法により、通知いたします。

（利用料金の計算）
第39条 当社は、加入者の放送サービスの月額基本利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、放送サービスの利用を開始した月の利用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。
2 当社は、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新４Ｋ放送対応ＳＴＢ、新４Ｋ放送対応楽録又は新４Ｋ放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金の月額利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、これらのサービスの利用を開始した月の利用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。
3 加入者は、本条第1項及び2項において、サービスの変更又は休止若しくは再開があった場合、変更後のサービス料金を支払うものとします。但し、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算により支払うものとします。
4 当社は、デジタルペイチャンネルの月額利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、デジタルペイチャンネルの利用を開始した月の利用期間が1か月に満たない場合であっても日割り計算は行いません。
5 当社は、IP-VODの月額利用料金を1日から末日までの1か月単位で計算します。但し、IP-VODの利用を開始した月

のみ利用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。
6 IP-VOD ビデオコンテンツ視聴料金は、ジュピターエンタテインメントの「IP-VOD サービス利用規約」と NHK その他当社が別に定める事業者（以下「提供事業者」といいます。）が別途定める規約によります。

（利用料金等の請求及び支払）
第40条　当社は、加入者に対し、第39条（利用料金の計算）で計算された利用料金のうち、第17条（放送サービスの種類）に定める放送サービス（第9号を除く。）の利用料金は、利用した月の翌月に請求し、第17条（放送サービスの種類）第9号に定めるサービスの利用料金は、別途当社の定める月に請求するものとします。
2 当社は、加入契約料金、事務手数料金、工事費、変更手続費、解約費、解除料、設置機器の損害賠償金、延滞金等その他の債務が加入契約に基づき発生した場合、加入者に対し、これを前項の利用料金に合算して請求するものとします。
3 当社は、料金等の代行収納を三河湾ネットワーク株式会社に委託しており、加入者は、第1項及び2項に定める料金等を、当社が指定した期日までに、当社が指定する金融機関の口座振替又はクレジットカード払いの方法により支払うものとします。
4 当社は、加入者に対し、第3項に定める以外の支払方法を認める場合があります。その場合の支払いに要する手数料は、加入者の負担とします。
5 当社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合、この限りではありません。当社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、加入者に対し、1通につき料金表に定める費用を請求するものとします。

（料金等の減免）
第41条　当社が、第34条（引込設備、宅内設備の故障等）2項の事由によって、第17条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を当社に対し申し出た日が属する月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、第17条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスのその月の利用料金は無料とします。
2 当社は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、約款の規定にかかわらず、一時的に、加入者の料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
3 当社は、料金等を減免したときは、加入者に対し、その旨を、所定のＷＥＢサイトへの掲載又はその他相当な方法により、加入者に周知するものとします。

（延滞金）
第42条　加入者は、料金等の債務を延滞した場合、当社に対し、延滞した債務の支払いに加え、支払期日の翌日から債務を全額弁済する日まで、年利14．6%の延滞金を支払うものとします。

（消費税相当額の加算）
第43条　当社は、料金その他の支払いについて、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。但し、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
2 消費税の加算により、料金表記載の税抜額に基づき計算した合計額と、実際の請求金額が異なる場合があります。

（端数処理）
第44条　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章 損害賠償等

（損害賠償）
第45条　当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を賠償するものとします。

（免責事項）
第46条　天災地変その他当社の責に帰さない事由等により、サービスの提供の中止を余儀なくされた場合、当社は、そ

の責任を負わないものとします。
2 当社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により、加入者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その責任を負わないものとします。
3 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4 加入者は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、故障に備えて、録画・編集したデータを他の媒体に移動又は複製するものとし、当社は、その責任を負わないものとします。
5 当社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理又は交換する場合、録画機能付きデジタルホームターミナルを回収します。その際、加入者は、録画・編集したデータについての一切の権利を放棄するものとし、当社は、その補償を行わないものとします。
6 当社は、加入者が、デジタルホームターミナルの通信機能の利用により損害を被った場合及び設備・技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとします。
7 加入者は、デジタルホームターミナルの通信機能の利用につき、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、加入者の責任において行うものとします。
8 当社は、加入者の登録情報に含まれるメールアカウントへの送信又は書面の郵送等その他相当な方法により、メンテナンス情報等のお知らせを通知するものとします。この場合、当社は、加入者の設定により受信されない場合であっても、加入者が、通常その到達すべき時に、通知内容を了知したとみなします。

第8章 雑則

（放送サービスの上映及び頒布の禁止）
第47条　加入者は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、対価の有無にかかわらず、当社の放送サービスを公に上映すること又はその複製物等を頒布してはなりません。

(加入者の関係者による利用)
第48条　加入者が当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者の放送サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様に約款を遵守させる義務を負うものとします。
2 前項の場合、加入者は、約款に定める禁止事項のいずれかを行い又はその故意又は過失により当社又は第三者に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、約款の各条項が適用されるものとします。

（個人情報の取扱い）
第49条　個人情報の取り扱いは、当社所定のＷＥＢサイトで掲載する「個人情報の取扱いについて」に定めるものとします。

（視聴情報の収集）
第50条　当社は、第 49 条（個人情報の取扱い）の規定に基づき、加入者の視聴情報を収集できるものとします。
2 当社は、前項の規定に基づき、収集した視聴情報を視聴動向の分析に利用するものとします。
3 当社は、番組の視聴動向を、第三者に対し、開示することがあります。但し、個人を特定できる情報の開示は行わないものとします。

（カスタマーハラスメントについて）
第51条　カスタマーハラスメントについての対応は、当社所定のＷＥＢサイトで掲載する「カスタマーハラスメント基本方針」に定めるものとします。

（反社会勢力の排除）
第52条　加入申込者及び加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(1) 暴力団
(2) 暴力団及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業
(5) 総会屋等
(6) 社会運動等標ぼうゴロ
(7) 特殊知能暴力集団等
(8) 前各号の共生者
(9) その他各全号に準ずる者

2 加入申込者及び加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求
(3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
(5) その他各号に準ずる行為

3 次の各号のいずれかに該当し、放送サービスを提供することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、加入者の承諾又は催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
(1) 加入者が第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき
(2) 加入者が第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
(3) 加入者が第 1 項又は第 2 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
(4) 加入者が前 3 号に関する必要な調査等に応じない又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

（準拠法）
第53条　約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

（関連法令の遵守）
第54条　当社は、約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

（協議事項）
第55条　約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた場合、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

（合意管轄）
第56条　加入者と当社との間における一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（特約）
第57条　当社は特に必要があるときには、約款に特約を付することができるものとします。

附則
（約款施行前の手続の効力等）
1 約款施行前に、改正前の約款の規定により行った手続その他の行為は、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
2 約款施行の際、現に改正前の約款の規定により提供している放送サービスは、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款に基づいて提供しているものとみなします。
（約款施行後の経過措置）
1 約款施行の際、現に改正前の約款により提供している放送サービスの契約は、約款施行の日に、改正後の約款による契約へ移行したものとみなして取り扱います。
2 約款施行前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった放送サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

（施行期日）
1 約款は、2019 年 10 月 1 日より施行します。
2 約款は、2020 年 11 月 1 日より施行します。
3 約款は、2021 年 1 月 25 日より施行します。
4 約款は、2021 年 4 月 1 日より施行します。

5　約款は、2021年7月1日より施行します。
6　約款は、2021年9月1日より施行します。
7　約款は、2022年3月1日より施行します。
8　約款は、2022年6月30日より施行します。
9　約款は、2022年9月1日より施行します。
10　約款は、2023年4月1日より施行します。
11　約款は、2023年5月20日より施行します。
12　約款は、2023年9月30日より施行します。
13　約款は、2023年12月22日より施行します。
14　約款は、2024年2月1日より施行します。
15　約款は、2024年3月1日より施行します。
16　約款は、2024年4月1日より施行します。
17　約款は、2024年6月1日より施行します。
18　約款は、2024年8月30日より施行します。
19　約款は、2024年10月1日より施行します。
20　約款は、2024年12月1日より施行します。
21　約款は、2025年1月10日より施行します。
22　約款は、2025年3月1日より施行します。
23　約款は、2025年4月1日より施行します。
24　約款は、2025年10月1日より施行します。
25　約款は、2025年11月1日より施行します。
26　約款は、2026年1月1日より施行します。
27　約款は、2026年2月1日より施行します。
28　約款は、2026年4月1日より施行します。
29　約款は、2026年11月10日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1　加入者は、当社に対し、加入者が支払うべき料金等を、当社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
2　加入者は、当社に対し、申出をしない限り、継続して前項と同様の支払方法によるものとします。また、当社は、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3　加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、当社に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとします。
4　加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により、一方的にクレジットカードによる支払いをすることができない場合があります。

料金表１（個人契約）

通則

（料金表の適用）

1　個人契約における放送サービスのコース、付加機能サービスの内容及びこれらに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。

（料金等の変更）

2　当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

（料金等の割引）

3　当社は、料金表に規定する料金につき、放送サービス加入促進を目的として、割り引くことがあります。

4　加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

（1）加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 30,000 円（税込 33,000 円） 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2 台目以降の加入契約料金は、無料 ※2016 年 9 月 30 日を以ってＨＦＣサービスの新規受付を終了しております。
利用料金	① デジタル放送サービス月額基本利用料金 1）光レギュラー 4,100 円（税込 4,510 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 2）光劇スポ 4,100 円（税込 4,510 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 3）光ハッピー 4,900 円（税込 5,390 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 4）光セレクト（音楽・アニメ/ドラマ/映画・ドキュメンタリー） 2,900 円（税込 3,190 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 5）光コミュニティ 2,600 円（税込 2,860 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 6）ひかりレギュラー 4,100 円（税込 4,510 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 7）ひかり劇スポ 4,100 円（税込 4,510 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 8）ひかりハッピー 4,900 円（税込 5,390 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。）

	9）ナイスα 1,900 円（税込 2,090 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） 10）レギュラー 4,100 円（税込 4,510 円） （上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。） 11）劇スポ 4,100 円（税込 4,510 円） （上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。） 12）ハッピー 4,900 円（税込 5,390 円） （上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。） 13）ライト 3,900 円（税込 4,290 円） （上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。） ※上記コースは 2025 年 4 月 1 日時点で新規申込・プラン変更受付を終了しております。 14）ナイス BS 2,600 円（税込 2,860 円） （上記料金にはデジタルホームターミナル 1 台の機器使用料を含みます。） 15） 光パック１ギガトリプル ケーブルプラス版：9,160 円（税込 10,076 円） ケーブルライン版：9,000 円（税込 9,900 円） （上記料金には光放送端末、光通信端末、光電話用端末、無線通信端末（親機・子機）及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料金、放送サービス、インターネットサービス、電話サービス、楽録、マカフィー® セキュリティサービス、milplus（みるプラス）月額基本利用料金を含みます。） ※インターネットサービスは当社インターネット接続サービス契約約款に準じます。 ※電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又は IP 電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。 ※2023 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。 ※上記サービスに付帯される、IP-VOD サービス「milplus（みるプラス）」は 2027 年 2 月 28 日を以ってサービス終了します。 16）光スマート CS パック ケーブルプラス版：9,260 円（税込 10,186 円） ケーブルライン版：9,100 円（税込 10,010 円） （上記料金には光放送端末、光通信端末、光電話用端末、デジタルホームターミナル１台及び無線通信端末 2 台の機器使用料金、放送サービス、インターネットサービス、電話サービス、ケーブルプラス STB2 及び外付けハードディスク又は新 4K 放送対応楽録、マカフィー® セキュリティサービス月額基本利用料金を含みます。） ※インターネットサービスは当社インターネット接続サービス契約約款に準じます。 ※電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又は IP 電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。 ②デジタルホームターミナル 2 台目以降追加月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 500 円（税込 550 円） ③楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円（税込 990 円）

④ブルーレイ搭載楽録利用料金
デジタルホームターミナル 1 台につき
2,000 円（税込 2,200 円）

⑤新４K放送対応楽録月額利用料金
デジタルホームターミナル 1 台につき
900 円（税込 990 円）

⑥新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金
デジタルホームターミナル 1 台につき
2,000 円（税込 2,200 円）

⑦外付けハードディスク
外付け ハードディスク 1 台につき
900 円（税込 990 円）
※別途ケーブルプラス STB2 のご契約が必要です。

⑧デジタルペイチャンネル月額利用料金

1)BS10 プレミアム	デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円（税込 1,980 円）
2)グリーンチャンネル HD グリーンチャンネル 2HD	デジタルホームターミナル 1 台につき 1,000 円（税込 1,100 円）
3)衛星劇場 HD	デジタルホームターミナル 1 台につき 1,800 円（税込 1,980 円）
4)東映チャンネル HD	デジタルホームターミナル 1 台につき 1,500 円（税込 1,650 円）
5) フジテレビＯＮＥ フジテレビＴＷＯ	デジタルホームターミナル 1 台につき 1,000 円（税込 1,100 円）

※ 上記デジタルペイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。

6)フジテレビ ONE ｽﾎﾟｰﾂ･ﾊﾞﾗｴﾃｨ フジテレビ TWO ﾄﾞﾗﾏ･ｱﾆﾒ フジテレビ NEXT ﾗｲﾌﾞ･ﾌﾟﾚﾐｱﾑ	デジタルホームターミナル 1 台につき 2,645 円（税込 2,910 円）
7)レジャーチャンネル	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円（税込 990 円）
8)SPEED チャンネル	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円（税込 990 円）
9)J sports 1,2,3,4 HD	デジタルホームターミナル 1 台につき 2,286 円（税込 2,514 円）

※ 上記デジタルペイチャンネルは 2025 年 9 月末日を以って新規申込受付を終了しました。

10)J sports 4 HD	デジタルホームターミナル 1 台につき 1,300 円（税込 1,430 円）
11)ﾃﾚ朝ﾁｬﾝﾈﾙ 1	デジタルホームターミナル 1 台につき 600 円（税込 660 円）

	12)Ｖ☆パラダイス　デジタルホームターミナル１台につき 700 円（税込 770 円） 13)Ｖ☆パラダイス HD　デジタルホームターミナル１台につき 900 円（税込 990 円） ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。 14)パラダイステレビ　デジタルホームターミナル１台につき 2,000 円（税込 2,200 円） 15)レインボーチャンネル　デジタルホームターミナル１台につき 2,300 円（税込 2,530 円） 16)パラダイス＋レインボー　デジタルホームターミナル１台につき 2,690 円（税込 2,959 円） 17)KNTV HD　デジタルホームターミナル１台につき 2,500 円（税込 2,750 円） 18)日本映画専門チャンネル HD　デジタルホームターミナル１台につき 700 円（税込 770 円） 19)アニマックス HD　デジタルホームターミナル１台につき 739 円（税込 812 円） 20)フジテレビ NEXT ﾗｲﾌﾞ･ﾌﾟﾚﾐｱﾑ　デジタルホームターミナル１台につき 2,345 円（税込 2,580 円） 21)時代劇専門チャンネル HD　デジタルホームターミナル１台につき 700 円（税込 770 円） 22)ディズニーチャンネル HD ディズニージュニア　デジタルホームターミナル１台につき 791 円（税込 870 円） 23)Mnet HD　デジタルホームターミナル１台につき 2,300 円（税込 2,530 円） 24)日テレジータス HD　デジタルホームターミナル１台につき 900 円（税込 990 円） 25)日経 CNBC　デジタルホームターミナル１台につき 900 円（税込 990 円） 26)タカラヅカ・スカイ・ステージ　デジタルホームターミナル１台につき 2,700 円（税込 2,970 円） ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。 27)AT-X　デジタルホームターミナル１台につき 1,982 円（税込 2,180 円） ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。 28)CNN U.S.　デジタルホームターミナル１台につき 1,800 円（税込 1,980 円） ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。

	29)ハッピー　デジタルホームターミナル1台につき 800円（税込 880円） 4,300円（税込 4,730円） ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款記載」の「光パック1ギガトリプル」「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートCSパック」「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。「光パック1ギガトリプル」「光スマートCSパック」は800円（税込880円）「光パック500メガトリプル」「光スマートパック」は4,300円（税込4,730円）。 30)レギュラー　デジタルホームターミナル1台につき 3,500円（税込 3,850円） ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。 31)劇スポ　デジタルホームターミナル1台につき 3,500円（税込 3,850円） ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。 32)コミュニティ　デジタルホームターミナル1台につき 700円（税込 770円） ※上記デジタルペイチャンネルは、「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」記載の「光パック500メガトリプル」もしくは「光スマートパック」ご利用者のみお申込みが可能。 ⑨サービス休止時の設備維持管理費 1)月額基本料金　400円(税込 440円) ⑩チャンネルガイド購読料 1)月額基本料金　1冊につき 200円(税込 220円) ※レギュラー、ライト、劇スポ、ハッピー、光パック1ギガトリプル、光スマートCSパックの場合、世帯につき1冊目無料（複数契約であっても1冊目のみ無料） ⑪利用明細紙面通知 1通につき　200円（税込 220円）

(2) 工事費・手続費等

① 工事費

新規契約時の工事費の分割払い ※2022年7月1日以降に締結した契約より適用	加入者が、当社に対し、申込みをし、当社がこれを承諾した場合、新規契約時の工事に関する費用は、予め当社が別途定める回数に分割して支払うものとします（以下「分割払い」といいます。）。消費税は、工事実施日の税率が適用されます。 1．当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合、分割払いを承諾しないことがあります。 （1）分割払いの申込をした者が、分割支払金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。 （2）当社の業務遂行上支障があるとき。 （3）その他当社が不適当と判断したとき。 2．分割払いの支払期日及び支払方法は、当社が別途定めるものとします。 3．加入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、当社に対し、直ちにその残債務を支払うものとします。 （1）支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 （2）差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く。）の申立て又は滞納処分を受けたとき。 （3）破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたとき。

	４．加入者が、すべての利用契約を解約し又は当社が、約款の規定に基づき契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。
引込工事費	30,000 円（税込 33,000 円）※
宅内工事費	実費
機器設置調整費	18,000 円（税込 19,800 円）※

※　加入者の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。

② 変更手続費

種類	料金額
光パック手続費 （光パック契約変更及び光パックから通常サービスへの変更にかかる費用）	3,000 円（税込 3,300 円）
セットトップボックス（STB）交換・撤去・台数追加手続費	各 3,000 円（税込 3,300 円）
楽録・ブルーレイ搭載楽録手続費	各 3,000 円（税込 3,300 円）
テレビコース変更手続費	各 3,000 円（税込 3,300 円）
引込線変更作業費	9,400 円（税込 10,340 円）
宅内機器変更作業費	各 3,000 円（税込 3,300 円）

※　加入者の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。
※　加入契約の状況により、別途解除料が必要です。

③ 解約費

解約にかかる工事費及び手続費は以下の通りです。

区分	料金額
戸建住宅等でご利用の場合　※1、2	8,000円（税込 8,800円）
ケーブル対応集合住宅でご利用の場合	3,000円（税込 3,300円）

※1　P24 以降に規定する法人契約に該当しない店舗等の戸建て住宅以外の建物も含まれます。
※2　集合住宅でご利用の場合で、戸建住宅と同様の工法でサービス提供中の方は、「戸建住宅でご利用の場合」の料金額となります。

(3) 最低利用期間と解除料

①2022 年 7 月 1 日以降に締結した契約

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料（非課税）
光パック 1G トリプル ケーブルプラス版	9,160 円（税込 10,076 円）	２年間 (24 か月)	4,000 円
光パック 1G トリプル ケーブルライン版	9,000 円（税込 9,900 円）	２年間 (24 か月)	4,000 円
光スマート CS パック ケーブルプラス版	9,260 円（税込 10,186 円）	２年間 (24 か月)	4,000 円
光スマート CS パック ケーブルライン版	9,100 円（税込 10,010 円）	２年間 (24 か月)	4,000 円

楽録及び新４K放送対応楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 900円（税込 990円）	1年間 （12か月）	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
ブルーレイ搭載楽録及び新４K放送対応 ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1台につき 2,000円（税込 2,200円）	2年間 （24か月）	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
ケーブルプラス STB2+HDD	デジタルホームターミナル 1台につき 900円（税込 990円）	1年間 （12か月）	未経過月分に 月額利用料を乗じた額

② 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合

スマイル光パック1ギガトリプルの最低利用期間は、利用料金が満額請求となる月から起算して3年間とします。3年契約終了月の当月（36か月目の月の1日から末日まで）、翌月（37か月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38か月目の月の1日から末日まで）のように、契約日から満3年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の2か月間を契約更新月として定めます。契約更新月に加入者からの申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。最低利用期間内に、契約の変更又は解約又は解除があった場合は、加入者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、下記表に記載した額とします。2022年7月以降の更新月(37か月目)にて解除料は廃止となります。

解除料

利用期間（満3年）					
1～12か月目	13～24か月目	25～35か月目	36か月	37か月 更新月	38か月
48,000円	36,000円	10,000円	解除料がかかりません		

(4) 設置機器等価格相当分（機器を紛失した場合等の損害賠償金）

デジタル ホームターミナル 価格相当分	①録画機能を持たない新４K放送対応デジタルホームターミナル（シングルチューナー）26,000円/台（税込 28,600円/台） ②録画機能を持たない新４K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー）44,000円/台（税込48,400円/台） ③録画機能付き新４K放送対応デジタルホームターミナル 57,000円/台（税込 62,700円/台） ④ケーブルプラスSTB2 34,700円/台（税込38,170 円/台） ⑤再生機能及び録画機能付き新４K放送対応デジタルホームターミナル 84,000 円/台（税込 92,400 円/台）
光放送端末 価格相当分	光放送端末 28,000円/台（税込30,800円）
外付けハードディスク 価格相当分	外付けハードディスク 11,420円/台（税込12,562円）
光通信端末 価格相当分	光通信端末 25,000円/台（税込27,500円）
無線通信端末（親機） 価格相当分	無線通信端末（親機） 9,048円/台（税込 9,952円/台）
無線通信端末（子機） 価格相当分	標準・楽録用無線通信端末（子機） 5,048円/台（税込 5,552円/台） ブルーレイ搭載楽録用無線通信端末（子機） 7,524円/台（税込 8,276円/台）
無線通信端末 （光スマートCSパック、 光スマートパック） 価格相当分	メッシュ機能付き無線通信端末（親機） 11,910円/台（税込 13,101円/台）

※上記定めのない機器につき、当社は、加入者に対し、個別に算出した金額を、請求するものとします。

＊ご注意

① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新４Ｋ放送対応ＳＴＢ、新４Ｋ放送対応楽録、新４Ｋ放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。

② デジタル放送サービス基本利用料金（レギュラー・劇スポ・ハッピー・ライト）には、チャンネルガイドの購読料を含みます。

料金表２（法人契約）

通則

（料金表の適用）

1　法人契約における放送サービスのコース、付加機能サービスの内容及びこれらに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。

（料金等の変更）

2　当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

（料金等の割引）

3　当社は、料金表に規定する料金につき、放送サービス加入促進を目的として、割り引くことがあります。

4　加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

(1) 加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	デジタル放送サービス加入契約料金 30,000 円（税込 33,000 円） 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2 台目以降の加入契約料金は、無料
利用料金	①　デジタル放送サービス月額基本利用料金 ビジネスコース 2,600 円（税込 2,860 円） （上記料金には光放送端末及びデジタルホームターミナル１台の機器使用料を含みます。） ②　デジタルホームターミナル 2 台目以降追加月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 500 円（税込 550 円） ③　楽録月額利用料金及び新４K放送対応楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円（税込 990 円） ④　ブルーレイ搭載楽録利用料金及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円（税込 2,200 円） ⑤　外付けハードディスク月額利用料金 外付けハードディスク1台につき 900円（税込990円） ※別途ケーブルプラス STB2 のご契約が必要です。 ⑥　デジタルペイチャンネル月額利用料金 下記 1)～31）は別途見積り、加入契約が必要となります。但し、配信会社によっては契約ができない場合があります。 1)BS10 プレミアム　別途契約が必要となります。 2)グリーンチャンネル HD　別途契約が必要となります。 グリーンチャンネル 2HD 3)衛星劇場　HD　別途契約が必要となります。

	4)東映チャンネル　HD　　別途契約が必要となります。 5) フジテレビＯＮＥ　　別途契約が必要となります。 フジテレビＴＷＯ ※ 上記デジタルペイチャンネルは 2010 年 3 月末日を以って新規申込受付を終了しました。 6)フジテレビ ONE ｽﾎﾟｰﾂ･ﾊﾞﾗｴﾃｨ　　別途契約が必要となります。 フジテレビ TWO ﾄﾞﾗﾏ･ｱﾆﾒ フジテレビ NEXT ﾗｲﾌﾞ・ﾌﾟﾚﾐｱﾑ 7)レジャーチャンネル　　別途契約が必要となります。 8)SPEED チャンネル　　別途契約が必要となります。 9)Ｊ sports 1,2,3,4 HD　　別途契約が必要となります。 ※ 上記デジタルペイチャンネルは 2025 年 9 月末日を以って新規申込受付を終了しました。 10)Ｊ sports 4 HD　　別途契約が必要となります。 11)ﾃﾚ朝ﾁｬﾝﾈﾙ 1　　別途契約が必要となります。 12)Ｖ☆パラダイス　　別途契約が必要となります。 13)Ｖ☆パラダイス HD　　別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。 14)パラダイステレビ　　別途契約が必要となります。 15)レインボーチャンネル　　別途契約が必要となります。 16)パラダイス＋レインボー　　別途契約が必要となります。 17)KNTV HD　　別途契約が必要となります。 18)日本映画専門チャンネル HD　　別途契約が必要となります。 19)アニマックス HD　　別途契約が必要となります。 20)フジテレビ NEXT ﾗｲﾌﾞ・ﾌﾟﾚﾐｱﾑ　　別途契約が必要となります。 21)時代劇専門チャンネル HD　　別途契約が必要となります。

	22) ディズニーチャンネル HD　　別途契約が必要となります。 ディズニージュニア 23)Mnet HD　　別途契約が必要となります。 24)日テレジータス HD　　別途契約が必要となります。 25)日経 CNBC　　別途契約が必要となります。 26)タカラヅカ・スカイ・ステージ　　別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。 27)AT-X　　別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。 28)　CNN U.S.　　別途契約が必要となります。 ※上記デジタルペイチャンネルのご視聴には、ACAS 対応セットトップボックス（新４K放送対応ＳＴＢ又は新４K放送対応楽録及び新４K放送対応ブルーレイ搭載楽録）のご利用が別途必要です。 29)ディスカバリーチャンネル 30)ヒストリーチャンネル 31)ナショナル ジオグラフィック ⑦サービス休止時の設備維持管理費 1)月額基本料金　　400 円(税込 440 円) ⑧利用明細紙面通知 1 通につき　　200 円（税込 220 円）

(2) 工事費

引込工事費	実費
宅内工事費	実費
機器設置調整費	実費

(3) 解約費

解約に伴う工事費等を当社が個別に見積り、加入者に提示いたします。

(4) 最低利用期間と解除料

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料（非課税）
楽録及び新４K放送対応楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 900 円（税込 990 円）	１年間（12 か月）	未経過月分に 月額利用料を乗じた額
ブルーレイ搭載楽録及び新４K放送対応 ブルーレイ搭載楽録	デジタルホームターミナル 1 台につき 2,000 円（税込 2,200 円）	２年間（24 か月）	未経過月分に 月額利用料を乗じた額

ケーブルプラス STB2+HDD	デジタルホームターミナル 1台につき 900円（税込 990円）	1年間（12か月）	未経過月分に 月額利用料を乗じた額

(5) 設置機器等価格相当分（機器を紛失した場合等の損害賠償金）

料金表1の(4)設置機器等価格相当分（機器を紛失した場合等の損害賠償金）に準じ、定めのない機器につき、当社は、加入者に対し、個別に算出した金額を、請求するものとします。

＊ご注意

デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新４Ｋ放送対応ＳＴＢ、新４Ｋ放送対応楽録、新４Ｋ放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。